

横浜美術大学学則(案)

(平成 年 月 日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 横浜美術大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び建学の精神にのっとり、広く知識を授け、美術及びデザインに関する学術を教授研究し、幅広い教養並びに高度で専門的な知識及び表現技術を身につけた人材を育成し、社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果については、本学職員以外の者による検証を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第4条 本学に、美術学部美術学科を置く。

2 学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
美術学部	美術学科	190人	6人	772人

(美術学科の教育研究目的)

第5条 前条の美術学科は、美術及びデザインの理論的な知識と専門的な表現技術を身につけ、アーティスト、デザイナー、教育者等として社会に貢献できる人材の育成を教育研究上の目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生の在学年数は、8年を超えることはできない。

第3章 学年、学期及び休日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休日)

第9条 休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 学園創立記念日 11月22日

(5) 春期休業 3月21日から3月31日まで

(6) 夏期休業 8月1日から9月20日まで

(7) 冬期休業 12月24日から1月5日まで

2 学長は、必要があると認めた場合は、前項の休日を臨時に変更することができ、又は臨時の休日を定めることができる。

第4章 入学、退学、休学、転学及び編入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

(4) 外国において学校教育における12年間の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規

程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の志願)

第12条 本学に入学を志願する者は、本学所定の出願書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、原則として、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第15条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、第3学年次に入学を許可する。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 大学に2年以上在籍し、62単位以上修得した者

(4) 外国において、学校教育における14年間の課程を修了した者

(5) 学校教育法施行規則第161条の規定により、大学の第3学年に編入学させることができる者

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学、転入学)

第16条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第17条 退学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第18条 他の大学に転学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により、3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため、修学することが適当ではないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第20条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第6条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第21条 休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第6条第2項に規定する在学年限を超えた者

(2) 第20条第2項に規定する休学の期間を超えてなお就学できない者

(3) 授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者及び死亡者

第5章 教育課程、履修、単位の認定及び授与

(授業科目)

第23条 授業科目を分けて、共通科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は、別表第1のとおりとする。

(教職に関する科目)

第24条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

2 教職に関する科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(授業日数)

第25条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第26条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表第1に定めるところにより、共通科目については60単位以上、専門科目については、64単位以上、合計124

単位以上を修得しなければならない。

(成績の評価)

第28条 成績の評価は、AA、A、B、C、及びDをもって表わし、C以上を合格とする。ただし、別に定める授業科目については、合格、不合格の評価をもってこれに代えることがある。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(単位の計算方法)

第30条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修科目の登録の上限)

第31条 学生が卒業要件として修得すべき単位について、履修科目として1年間に登録することができる単位数の上限を定める。

2 前項の履修科目の登録の上限に関する事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学において修得したものとみなすことができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、編入学をした者については、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、62単位を超えないものとする。

(卒業)

第35条 本学に4年以上在学し、第27条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。ただし、編入学した者の在学年数については2年以上とする。

- 2 前項の規定により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより学士（美術）の学位を授与する。

(教育職員免許状)

第36条 本学において取得することができる免許状の種類は、高等学校教諭一種免許状（美術）及び中学校教諭一種免許状（美術）とする。

- 2 前項に定める免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目及び単位を修得しなければならない。

第6章 科目等履修生、単位互換履修生及び外国人学生

(科目等履修生)

第37条 本学において、特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考のうえ科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、第28条及び第29条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第38条 他の短期大学又は大学に在籍する者で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該短期大学又は大学との協議に基づき、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考のうえ単位互換履修生として履修を許可することができる。

- 2 単位互換履修生には、第28条及び第29条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 単位互換履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人学生)

第39条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人学生について必要な事項は、別に定める。

第7章 入学金、授業料及びその他の学費

(入学検定料、入学金及び授業料等の額並びに納期)

第40条 本学の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実習費の額並びにその納期は、別表第3のとおりとする。

2 授業料その他所定の学費について、経済的事由等特別の事情があると認められる者に対しては、延納を認めることができる。

(退学及び停学の場合の学費)

第41条 学年の途中で退学し、又は除籍された場合であっても、当該期の学費は、納入しなければならない。

2 停学期間中の学費は、納入しなければならない。

(休学の場合の学費)

第42条 学期(前期又は後期)の全期間に亘り休学した者については、当該期の授業料及び実習費を免除することができる。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第43条 学年の中途において卒業する見込みの者は、当該期の学費を納入しなければならない。

(科目等履修生の履修料等)

第44条 科目等履修生の履修料等については別表4に定める。

(教職課程費)

第45条 第36条第2項に規定する者は、別表第5に定める教職課程費を納入しなければならない。

(納入した授業料等)

第46条 納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、返還しない。

(授業料の減免)

第47条 入学選考における成績又は在学中の成績が特に優秀な学生に対しては、選考のうえ、特待生又は奨学生として授業料を減免することができる。

2 特待生及び奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 職員組織

(職員)

第48条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

第9章 教授会

(教授会)

第49条 本学に、重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の組織)

第50条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会には、審議事項に応じ、准教授及びその他の職員を加えることができる。

(その他)

第51条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第52条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第53条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 厚生施設

(保健施設)

第54条 本学に学生保健施設を設ける。

2 保健施設に関する規程は、別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第55条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第56条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第14章 その他

第57条 この学則の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1
共通科目

区分	授業科目の名称	単位数		最低履修単位数
		必修	選択	
初 年 次 教 育	アカデミックリテラシー	2		60単位以上
人 文	哲学概論		2	
	文学		2	
	心理学		2	
	教育学概論		2	
	教育心理学		2	
	教育哲学		2	
社 会 ・ 歴 史	法学		2	
	日本国憲法		2	
	法学特論		2	
	知的財産法A		2	
	知的財産法B		2	
	歴史学概論		2	
経済学		2		
体 育	体育		2	
外 国 語	英語 I	2		
	英語 II		2	
	フランス語 I		2	
	フランス語 II		2	
造 形	造形表現 (彫刻A)		2	
	造形表現 (彫刻B)		2	
	造形表現 (描画A)		2	
	造形表現 (描画B)		2	
	造形表現 (工芸A)		2	
	造形表現 (工芸B)		2	
	造形表現 (デザインA)		2	
	造形表現 (デザインB)		2	
メ デ ィ ア 表 現	情報処理概論		2	
	コンピュータリテラシー		2	
	コンピュータ編集		2	
	コンピュータハードウェア		2	
	コンピュータネットワーク		2	
	コンピュータグラフィックス		2	
	ウェブデザイン I		2	
	ウェブデザイン II		2	
	ウェブデザイン演習		2	
	ウェブプログラミング演習		2	
	マルチメディア演習		2	
3D表現		2		
総 合	原典講読		2	
	教養演習		2	
	環境科学		2	
	キャリアデザイン講座		2	
	ボランティア講座		2	
美 術 理 論	美学概論		2	
	色彩概論	2		
	色彩特論		2	
	造形美術論 I	2		
	造形美術論 II		2	
	造形図法		2	
	構図論		2	
	美術解剖学		2	
美術表現論		2		

区分	授業科目の名称	単位数		最低履修単位数
		必修	選択	
美術理論	現代美術論		2	6 単位以上選択必修
	デザイン概論	2		
	デザイン特論		2	
	映像論		2	
	絵本論		2	
	漫画論		2	
	身体表象論		2	
	工芸論		2	
	環境デザイン論		2	
	パフォーミング・アーツ論		2	
	美術教育論		2	
	芸術企画論		2	
博物館概論		2		
美術史	西洋美術史Ⅰ	2		4 単位以上選択必修
	西洋美術史Ⅱ		2	
	西洋美術史特論		2	
	西洋工芸史		2	
	日本美術史Ⅰ		2	
	日本美術史Ⅱ		2	
	東洋美術史		2	
造形演習	絵画		2	2 単位以上選択必修
	工芸		2	
	ビジュアルデザイン		2	

専門科目

授業科目の名称	単位数		最低履修単位数
	必修	選択	
美術リテラシー（導入）	2		8単位以上選択必修
美術リテラシー（彫刻）		2	
美術リテラシー（描画）		2	
美術リテラシー（工芸）		2	
美術リテラシー（デザイン）		2	
美術リテラシー（デジタル）		2	
美術リテラシー（DTP）		2	
美術リテラシー（Web）		2	
絵画基礎Ⅰ		2	64単位
絵画基礎Ⅱ		6	
絵画基礎Ⅲ		6	
絵画基礎Ⅳ		8	
絵画Ⅰ		8	
絵画Ⅱ		8	
美術研究Ⅰ（絵画）		2	
美術研究Ⅱ（絵画）		2	
美術研究Ⅲ（絵画）		2	
美術研究Ⅳ（絵画）		2	
素材表現基礎		2	
平面表現基礎		2	
立体造形基礎		2	
メタルクラフト基礎		2	
テキスタイル基礎		2	
クラフト（形体）		2	
クラフト（空間）		2	
メタルクラフトⅠ（彫金技法によるデザイン）		2	
メタルクラフトⅡ（鍛造技法の応用）		2	
エクステリアエレメント		2	
工芸計画（クラフト）		2	
クラフトデザインⅠ（接合技法とメタルクラフト）		2	
インテリアエレメントA（木と金属の家具デザイン）		3	
クラフトデザインⅡ（器のデザイン）		3	
クラフトデザインⅢ（機能と道具のデザイン）		4	
テーマ制作		4	
美術研究Ⅰ（クラフトデザイン）		2	
美術研究Ⅱ（クラフトデザイン）		2	
美術研究Ⅲ（クラフトデザイン）		2	
美術研究Ⅳ（クラフトデザイン）		2	
テキスタイルⅠA（織りの基本技法と知識）		2	
テキスタイルⅠB（プリントデザイン）		2	
テキスタイルⅡA（ウェアラブルデザイン）		2	
工芸計画（テキスタイル）		2	
テキスタイルⅡB（プリントとデザイン展開）		2	
テキスタイルⅢ（ファブリックアート）		3	
インテリアエレメントB（家具とカバリングデザイン）		3	
テキスタイル総合表現		8	
美術研究Ⅰ（テキスタイルデザイン）		2	
美術研究Ⅱ（テキスタイルデザイン）		2	
美術研究Ⅲ（テキスタイルデザイン）		2	
美術研究Ⅳ（テキスタイルデザイン）		2	
ビジュアルデザイン基礎Ⅰ（共通課題）		2	
ビジュアルデザイン基礎Ⅱ（共通課題）		3	
ビジュアルデザイン基礎A（グラフィックデザイン）		3	
ビジュアルデザイン基礎B（映像メディアデザイン）		3	
ビジュアルデザイン基礎C（イラストレーション）		3	
ビジュアルデザイン実践A（グラフィックデザイン）		4	
ビジュアルデザイン実践B（映像メディアデザイン）		4	
ビジュアルデザイン実践C（イラストレーション）		4	
グラフィックデザインⅠ（共通課題）		4	
グラフィックデザインⅡA（タイポグラフィ・エディトリアル）		4	
グラフィックデザインⅡB（ビジュアルコミュニケーション）		4	
グラフィックデザインⅡC（デジタルクリエーション）		4	
美術研究Ⅰ（グラフィックデザイン）		2	
美術研究Ⅱ（グラフィックデザイン）		2	
美術研究Ⅲ（グラフィックデザイン）		2	
美術研究Ⅳ（グラフィックデザイン）		2	
映像メディアデザインⅠA（メディア・インスタレーション）		4	
映像メディアデザインⅠB（アニメ・映像デザイン）		4	
映像メディアデザインⅡA（メディア・インスタレーション）		8	

授業科目の名称	単位数		最低履修単位数
	必修	選択	
映像メディアデザインⅡB (アニメ・映像デザイン)		8	
美術研究Ⅰ (映像メディアデザイン)		2	
美術研究Ⅱ (映像メディアデザイン)		2	
美術研究Ⅲ (映像メディアデザイン)		2	
美術研究Ⅳ (映像メディアデザイン)		2	
イラストレーションⅠ (発想と描写①)		4	
イラストレーションⅡ (発想と描写②)		4	
イラストレーションⅢ (エディトリアル)		4	
イラストレーションⅣ (絵本)		4	
美術研究Ⅰ (イラストレーション)		2	
美術研究Ⅱ (イラストレーション)		2	
美術研究Ⅲ (イラストレーション)		2	
美術研究Ⅳ (イラストレーション)		2	
卒業制作	8		

別表第2
教職に関する科目

授業科目の名称	単位	備 考
教職入門	2	
教育学概論	2	
教育哲学	2	
教育心理学	2	
教育制度論	2	
美術教育論	2	
教育方法論	2	
美術科教育法 I	2	
美術科教育法 II	2	
道徳教育の研究	2	
特別活動の指導法	2	
生徒・進路指導の研究	2	
教育相談	2	
教職実践演習	2	
教育実習の研究	1	
教育実習 I	2	
教育実習 II	2	

別表第3

入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実習費の額並びにその納期

種別	金額 (円)	納 期
入学検定料	30,000	出願時
入学金	300,000	入学時
授業料	1,100,000	2期に分納 第1期分は4月20日まで、第2期分は10月20日まで (ただし、新入生は、第1期分を入学時に納入)
施設設備費	280,000	4月20日まで (ただし、新入生は、入学時に納入)
実習費	68,000	2期に分納 第1期分は4月20日まで、第2期分は10月20日まで (ただし、新入生は、第1期分を入学時に納入)

別表第4

科目等履修生の履修料等の額及び免除事項並びにその納期

種別	金額 (円)	免除事項	納 期
検定料	30,000	本学の卒業生及び継続して科目を履修するものについては、免除	第1期分は3月20日まで 第2期分は9月10日まで
登録料	30,000	継続して科目を履修するものについては、免除	
履修料	1単位当たり 35,000	—	
	1単位当たり 38,000	—	

別表第5

教職課程費の額並びにその納期

履修年次	金額 (円)	納 期
1年次	25,000	4月20日まで
2年次	25,000	

横浜美術大学教授会規程（案）

（平成 年 月 日制定）

（趣旨）

第1条 この規程は、横浜美術大学学則第49条の規定に基づき、横浜美術大学に置かれた教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（組織）

第2条 教授会は、学長、教授、准教授及び助教をもって組織する。ただし、教員の人事に関する事項を審議し、議決するときは、学長及び教授をもって組織する。

（審議事項）

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1） 教育・研究に関する重要事項
- （2） 学生の入学、編入学、転入学、退学、除籍、休学、復学及び卒業等の認定に関する事項
- （3） 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- （4） 教員の人事に関する事項
- （5） その他学長が必要と認める事項

（会議の運営）

第4条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、学部長が議長となる。

（定足数等）

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議決することができない。

2 前項の場合において、付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。

3 公務出張者及び長期の療養者は、前項の構成員の数に加えない。

4 教授会の議決は、出席した構成員の過半数（教員の人事に関する事項については3分の2以上）で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員会）

第6条 教授会が必要と認めた場合は、第3条に掲げる事項について協議し、立案させるため、委員会を設けることができる。

（意見の聴取）

第7条 教授会は、必要であると認めたときは、構成員以外の者を出席させてその意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第9条 教授会に関する事務は、事務局学務課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。